

飼料製造業者届

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名

印

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称^記、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
 - (1) 販売業務を行う事業場の所在地
 - (2) 飼料を保管する施設の所在地

4 製造に係る飼料の種類

種 類

なお、輸出用及び試験研究用の飼料の種類及び名称は次の通りである。
(輸出用)

種 類	名 称

(試験研究用)

種 類	名 称

5 飼料の製造の開始年月日

平成 年 月 日

6 製造する飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼料添加物の種類

7 製造施設の概要

主要施設	数量	規模、能力等